

5. 環境（環境、食料・農林水産、消費者、防犯・防災関係）

＜「環境：食料・農林水産」に関連する要求＞

(1) 食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2023アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっている中、市内における食品ロス削減の取組を推進し、食品リサイクル制度の普及啓発を図ること。

あわせて賞味期限に関する商習慣の緩和に向け引き続き関係者への啓発を取り組むとともに、市民が直接持ち込むことができる「フードドライブ受付場所」の増設や取り組み周知等、消費者の理解を深めるための広報活動に取り組むこと。

【回答】

食品ロス削減の取組につきましては、平成31年度に策定した「第3次相模原市一般廃棄物処理計画」において、生ごみ・食品ロスの削減を中核的な実施事業と位置付け、4Rに関する市民意識の醸成の取組のほか、食べきり、使い切り、水切りの啓発や、フードドライブの推進及び普及啓発に取り組んでおります。

また、フードドライブ受付場所の増設につきましては、近年、増加傾向にある民間窓口の開設状況を踏まえた中で、市民の利便性が向上するよう環境整備に努めております。

さらに、さがみはらSDGsパートナー制度（SDGsの達成に向けた取組やSDGsの普及活動に取り組んでいただける企業・団体等を登録する制度）に登録を頂いている971の企業・団体等へフードドライブの周知や、市職員による職場でのフードドライブを実施いたしました。

引き続き、市民、事業者及び行政のそれぞれが、食品ロスを発生させないという意識を定着させ、行動変容が伴うよう、広報活動に取り組んでまいります。

（環境経済局）

(2) 緑区に山林を多く保有する相模原市における、「スギ・ヒノキ」に対する花粉症対策として、発生源根絶のため、現在の有花粉スギ・ヒノキの積極的利用を推進し、「無花粉スギ植林への植え替え」などの国、県と協力して計画的に進めること。

また、「何年後に何%の植え替え完了とする」などといった目標値を明確にして、その進捗状況を広報やHPなどで市民へ伝え、進捗が市民にわかるようにするとともに、市民も市内産木材の利用促進に協力できるような体制づくりを構築していくこと。

【回答】

花粉症対策につきましては、民間事業者等が植林を行う場合、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択するよう指導するとともに、市有林においては、広葉樹や花粉症対策品種の苗木を植林することで花粉の発生の抑制に努めています。また、スギ・ヒノキの積極的な利用については、商業施設や個人住宅の木造・木質化に対する支援を行うとともに、啓発用チラシの配布やホームページの運営、公共施設の木質化等により、利用の促進に努めています。

無花粉スギへの植替え等に係る目標値の設定や周知の方法等につきましては、今後、事業の実施状況等を踏まえ検討してまいります。また、木材の利用促進に係る協力体制の構築については、市内の川上から川下までの林業関係者で構成される「さがみはら津久井産材利用拡大協議

会」の運営支援を行うとともに、市民団体等と連携した取組を行うなど、協力体制の強化に努めてまいります。

(環境経済局)

(3) 特定外来生物・動植物外来種による生態系等に係る被害を防止し、市民の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、市民生活の安定向上を図るため、鳥獣対策実施の自治会や農家等への支援策を継続して行うこと。

また、狩猟者（ハンター）の減少と高齢化に対する課題解決を図ること。特にハンター育成に向けて、銃刀法が定める技能講習の免除や、捕獲費用への補助、報賞金交付の拡充を図るとともに、ドローンやカメラ付き大型檻（ワナ）等、IoT 機器を用いたスマートトラップの促進、民間企業との製品開発等の支援に取り組むこと。

【回答】

自治会や農家等への支援策につきましては、農家が設置する電気柵等への補助事業やアライグマやハクビシン等を捕獲するための檻の貸出しを市内の農業協同組合を通じて実施しているほか、屋根裏への侵入などの生活被害については、自己防除を行っても改善が見られない場合に、委託業者へ捕獲を依頼しております。

狩猟者の育成につきましては、被害防止計画に基づく有害駆除等を実施した方は、銃刀法が定める技能講習が免除になる制度を活用できるほか、予算の範囲内で、猟友会への捕獲委託を行っております。

また、ICT大型捕獲檻やIoT機器を用いたワナの活用による猟友会の負担軽減やドローンを活用したニホンザルの追払いを実施しております。

今後も、地域と連携した被害対策を推進するとともに、新たな手法についても検討してまいります。

(緑区役所)

<「環境：消費者」に関連する要求>

(4) 近年増加する、①高齢者への詐欺的手口、②架空請求相談、③ネット通販、④キャッシュレス決済、⑤マイナンバー制度等の対応、⑦成年年齢引き下げに伴う若年層のトラブルについては、相談場所の充実や相談時間拡大等の消費者相談窓口のインターネット回線を通じたオンライン相談の拡充は必ずしも、インターネット環境やオンラインスペースが確保できる訳ではないため、そうした市民のための各地域でのインターネットスペースの設置やデジタルコンテンツの使用サポートの充実により、問題解決につながっていることから、市としての充実を図ること。

【回答】

消費者相談窓口の充実につきましては、令和3年4月1日より、市内3か所（緑区・中央区・南区）にあったセンターを1か所（緑区）に集約し、電話回線の増加、来所相談ブースの増加等を行いました。また、旧センターがあった中央区、南区の市民相談室より、インターネット回線を通じてオンラインで相談ができる体制を整え、インターネット環境等の確保が難しい市民の

皆様からでも相談が可能となっております。

相談時間拡大につきましては、毎月第2・4金曜日は午後6時まで相談を受け付ける延長相談の実施、また、平日土日に加え、県内唯一祝日に相談受付を実施しております。

今後も、引き続き、相談窓口の充実に努めてまいります。

(市民局)

<「環境：防犯（犯罪防止）に関連する要求」>

(5) 近年の犯罪増加に対する犯罪抑止力効果と検挙率向上への実績が認められている、市内各地域の街頭・防犯カメラ、防災カメラ設置については、自治会や団体等への補助による設置だけでなく、市主導にて警察などと連携し、通学路や公園、市内主要交差点、繁華街、中山間地域等へ農作物盗難対策に展開するよう、制度の構築を図ること。

また、防犯カメラの設置個所の把握、実態調査や効果率について市として実態把握に努めること。

【回答】

本市が防犯カメラを設置・管理するよりも地域の実情に精通している自治会等の防犯活動団体への補助制度を充実させることにより、犯罪の抑止と地域防犯力の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、設置個所の把握につきましては、補助制度により設置した防犯カメラは、おおむね把握しておりますが、個人や会社等が設置している防犯カメラも街中には多数あることから、実態把握はなかなか困難な状況にあります。

(市民局)

(6) 市内での「管理がされていない空き家」については、今後も増加することが懸念される。特に老朽家屋については防犯・防災の観点からも行政が中心となり、定期的な実態現地調査や適切な解体処置等を実行するなど、対策を進めること。

なお、「空き家」の活用については、空き家を市で買い取り、提供し、定住化をはかる「空き家バンク」について検討や消費者相談窓口のオンライン相談等ができる場の提供、空き地を活用した子供の安全な遊び場の確保等の有効活用が図られる取り組みを推進すること。

【回答】

適切な管理がされていない空き家につきましては、近隣住民などからの通報や相談に基づき現地調査を行い、所有者等へ改善を促し、状況を確認するなど、対策を進めております。

また、空き家の活用につきましては、「空き家バンク」及び「子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業」の実施により、移住・定住の促進や中古住宅市場の活性化を図るとともに、空き家に関する相談を受け付ける総合的な窓口の開設に向け、検討を進めてまいります。

(都市建設局)

<「環境：防災（自然災害等）に関連する要求」>

(7) 災害における市の総合的な防災体制や危機管理体制について「震災・風水害・火山災害」な

ど、各災害の大規模災害発生を想定した防災拠点の運営や案内看板の老朽化更新、避難所等として使用される空調の設置、設災害用備蓄品（アレルギー対策食品含む）の確保、避難行動要支援者の随時名簿作成・更新等防災対策の最適な見直しと強化を適宜行うこと。

あわせて、防災無線（ひばり放送）が聞き取りづらいとの苦情が相変わらず多いことから、防災無線（ひばり放送）については、確実な情報入手方法があることの周知（多様な情報入手方法があること/安全安心メール，スマートフォンでも確認できます等）をホームページやチラシ等を使用してデジタルコンテンツの拡充にも取り組むこと。

【回答】

本市の総合的な防災体制や危機管理体制を定めた「相模原市地域防災計画」において、地震災害や風水害等の発生に備え、良好な生活環境を確保するための避難所等の運営に関する事項、並びに食料や生活必需物資等の備蓄及び企業・団体等との協定締結による物資調達などに係る対策を定めております。

また、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿の原則年1回以上の更新を「相模原市地域防災計画」内にて定め、適切な情報把握に取り組んでおります。

引き続き、関係法令の改正や国の防災基本計画、神奈川県地域防災計画の修正等に合わせて、「相模原市地域防災計画」に基づく防災対策の見直しを図ってまいります。

防災行政用同報無線（ひばり放送）の伝達につきましては、防災メールやテレホンサービス、テレビ神奈川データ放送、SNSによる配信など、伝達手段の多重化、多様化を図っております。こうした伝達手段は、広報さがみはらや市ホームページ、防災ガイドブック等の刊行物で周知しているほか、チラシを作成して、各区役所区民課やまちづくりセンターに配架し、転入者への配布を行い、周知を図っております。

また、避難情報発令等の際には、緊急速報メール（エリアメール）、テレビのデータ放送、コミュニティラジオ、ヤフー防災速報等のスマートフォン向け防災アプリ等、より多くの情報配信ツールを活用した情報発信に取り組んでおります。

引き続き、市民の皆様が確実に情報を取得できるよう、様々な情報配信ツールを活用した情報配信と、その周知活動にも取り組んでまいります。

（危機管理局、健康福祉局）

（8）災害による市内交通網の機能停止を最小限にするため、交通関連の民間や各団体との連携を拡げ、災害発生時の人的・物的体制強化、災害時の帰宅困難者（観光やビジネスでの滞在者への対応含む）対策等の防災対策の基本対応を継続して行うとともに、災害時の緊急輸送路として重要な主要道路における災害防止対策、また「道路」「橋りょう」の定期点検や「無電柱化の計画的推進」による交通寸断防止等を、現在の取り組みに続き今後も推進していくこと。

また、必要なインフラについては、近年変化する国内での災害被害状況（被害の甚大化）を踏まえた形で対応すること。

【回答】

自然災害時等における市内交通網の確保に向けた取組につきましては、利用者への運行状況

等の迅速かつ適切な情報を提供するため、市内を運行する各バス事業者との連絡体制を強化するとともに、帰宅困難者への適切な対応を図るため、平成25年9月に鉄道事業者と「大規模災害発生時等における帰宅困難者への対応に関する覚書」を取り交わし、連絡体制の強化に努めるとともに、「帰宅困難者対策訓練」を実施するなど、より実効性の高い災害対策に取り組んでおります。

災害発生時の活動に道路が利用できるよう、緊急輸送道路や幹線道路を優先に沿道斜面の補強や落石防止柵の設置、橋りょう、下水道管きよの耐震補強などを行うとともに、トンネルや橋りょうなどの定期点検や修繕などの老朽化対策を進めております。

また、無電柱化の計画的な推進につきましては、「相模原市無電柱化推進計画」に基づき、市内の緊急輸送道路などを優先整備路線として選定し、整備を進めております。

(都市建設局)

- (9) 近年増加する、市内全域における集中豪雨や台風等に対する雨水対策として、落ち葉の多い街路樹等の清掃活動は市民の地域活動や善意な清掃によるもの多い、そのような活動についてはごみ袋などの材料費・活動費等の補助を行うなどして、日ごろから積み重ねる対策が必要である。一方、市として雨水管などを近年の雨量を加味の上で計画的に更新するなど、総合的な洪水対策を進めるとともに、必要に応じてこれまで進めていた洪水対策等の見直しも行い、落ち葉の多い街路樹（横山公園付近のイチヨウ等）については定期的（1回／年以上）に伐採を検討すること。

【回答】

雨水管等の整備につきましては、近年の気候変動による影響等を踏まえ、令和5年3月に「第3次雨水対策基本計画」を策定いたしました。この計画ではこれまでの計画降雨51.1mm/hに1.1倍を乗じた56.2mm/hの降雨に対して施設整備（ハード整備）を行うことや、市民の皆様や事業者への雨水流出抑制制度の普及啓発活動等（ソフト対策）を進めるなど、今後も、更なる総合的な雨水対策を図ってまいります。

また、道路における街路樹の維持管理につきましては、適切な頻度での剪定及び落葉清掃を行うよう努めてまいります。

(都市建設局)

- (10) 災害時のエレベーター停止に伴う、閉じ込め時の対策として、公共施設のすべてのエレベーターへ防災ボックスを設置すること。また、高層マンション等が防災ボックスを設置する際に補助金を交付できる仕組みを整えること。

【回答】

現在、本市所管の公共施設として、消防指令センター、ウェルネスさがみはら及びあじさい会館のエレベーターに防災対応型エレベーター椅子を設置し、当該施設において管理を行っております。

また、「相模原市地域防災計画」では、中高層建築物の管理者等の役割として、居住者の生

活支障対策用設備等の整備の実施について定めるとともに、本市の対策として、中高層建築物の管理者等への備蓄品の計画的購入に係る普及啓発について記載しております。

防災ボックスの設置につきましても、自助又は共助の取組として、引き続き、施設管理者等に対する普及啓発に努めてまいります。

(危機管理局)